

投票に行こう！ 4月21日(日)執行

市長選挙・市議会議員選挙



市長と市議会議員の選挙が、4月21日(日)に行われます。
市内26の投票所で午前7時から午後8時まで投票できます。
私たちの代表者を選ぶ大切な選挙です。大切な一票を無駄にすることのないよう、必ず投票に出掛けましょう。
☎市選挙管理委員会 44-3100 投票日当日 43-2515

投票できる方

20歳以上の方(平成5年4月22日以前に生まれた方)で、平成25年4月13日(土)現在、3か月以上袋井市の住民基本台帳に登録され(平成25年1月13日(日)以前に届け出)、引き続き市内に住んでいる方

※平成25年1月14日(月)以降に袋井市へ転入の届け出をした方には、今回の選挙の選挙権がありません。

投票所をお間違えなく

投票は、4月21日(日)に市内26の投票所で午前7時から午後8時まで行われます。
4月15日(月)から、有権者の皆さんに、同一世帯の有権者6人分を一つにまとめた封書の投票所入場券を郵送します。表面に書かれた投票所に、ミシン目に沿って切り離した、自分の入場券を持ってお出掛けください。

入場券を無くしたり、届かなかつたりした場合も、選挙人名簿に名前が登録されて

いれば投票できます。選挙当日、係員にお申し出ください。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票できない方は、期日前投票をご利用ください。
期間 4月15日(月)～20日(土)(土曜日も投票できます)

投票時間 午前8時30分～午後8時
投票場所 市役所1階市民ホール、支所1階ロビー(どちらでも投票できます)

持ち物 入場券(届いている場合)
◇入場券の裏面に、宣誓書の署名を記入する欄があります。あらかじめ記入してお持ちいただくと、受付での待ち時間を短縮することができます。

入院している方

不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームに入院・入所している方は、施設内で不在者投票ができます。施設の管理者にお申し出ください。

投票ができる市内の病院・老人ホーム

- ▽袋井市民病院
- ▽袋井みつかわ病院
- ▽養護老人ホーム「可睡寮」
- ▽特別養護老人ホーム「明和苑」
- ▽特別養護老人ホーム「ディア」
- ▽特別養護老人ホーム「萬松の里」
- ▽特別養護老人ホーム「紫雲の園」

様々な方法で投票できます

1 郵便等投票

重度の障害がある方や介護が必要な方で、投票所に行けない方が、郵便で投票できる制度です。
対象 次のいずれかに当てはまる方

- ①身体障害者手帳または、戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢や内臓機能などに一定以上の重度の障害がある方
- ②介護保険法上の要介護者で、要介護状態区分が要介護5である方

●代理記載制度が利用できます

◇郵便等投票をする時に、代理の方が投票用紙に記載できる制度です。

対象 郵便等投票の①または、②と次のいずれかに当てはまる方

(ア)身体障害者福祉法上の身体障害者手帳をお持ちの方で、上肢または、視覚の障害の程度が1級の方

(イ)戦傷病者特別援護法上の戦傷病者手帳をお持ちの方で、上肢または、視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの方

請求方法 4月17日(水)までに市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書(お持ちでない方は市選挙管理委員会にお問い合わせください)」を添えて投票用紙を請求してください。

2 代理投票

けがや障害などで、字が書けない方は、係員が代筆します。選挙当日、係員にお申し出ください。

3 点字投票ほか

各投票所には、点字器のほか、投票用紙の記載箇所を分かりやすくする器具を用意しています。必要な方は、選挙当日、係員にお申し出ください。

一票を大切にしよう

せっかく投票しても、次の場合は無効になってしまいます。決まりを守って投票しましょう。

- ▽白紙投票
- ▽いたずら書きや、字が読めない場合
- ▽決められた用紙を使わない場合



選挙公報

選挙公報は、各家庭に配達される朝日新聞、産経新聞、静岡新聞、中日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞に折り込んで配布します。

新聞を定期購読していない方で、選挙公報の郵送を希望する方は、4月18日(木)までに電話で、市選挙管理委員会(☎44-3100)にお申し込みください。

選挙公報は、市役所・支所、市内各公民館、袋井図書館、浅羽図書館、メロップラザでも配布します。

開票を見学できます

選挙権のある方は、開票を見学することができます。

日時 4月21日(日)午後9時～

場所 市役所東分庁舎「コスモス館」(袋井市新屋2-4-1)

受付場所 市役所3階302会議室

受付時間 午後8時～8時15分

※申込多数の場合は、午後8時20分ごろから市役所3階302会議室で抽選を行います。



投票や開票状況のお知らせ

投票・開票の状況は、ホームページでお知らせします。

投票状況は、4月21日(日)午前9時30分ごろから、1～2時間ごとに発表します。

開票状況は、4月21日(日)午後10時ごろから、30分ごとに発表します。

また、市選挙管理委員会当日電話番号 ☎43-2515 に電話でお問い合わせいただければ、投票・開票の状況をお知らせします。

ホームページアドレス

<http://www.city.fukuroi-shizuoka.jp/>

携帯端末対応アドレス

<http://www.city.fukuroi-shizuoka.jp/>

こんな運動は禁止です

【飲食物の提供】

選挙運動のために飲食物を出すことは、禁止されています。

【別訪問】

どのような方でも、有権者の家を訪ねて投票を依頼したり、投票をさせないように依頼したりする行為は、禁止されています。

【氣勢を張る行為】

有権者の関心を集めるために、自動車や何台も連ねたり、隊列を組んで往來したりするような行為は禁止されています。

※入場券に記載された投票所で投票してください。

市内の投票所

投票区	投票所	区域 (自治会)
第1投票区	駅前自治会館	西通、東通、栄町、睦町、掛之上(旧掛之上北・掛之上南の一部)、下地、三門町
第2投票区	袋井南公民館	掛之上の一部(旧掛之上南)、田端、大門一丁目、大門二丁目、大門三丁目、大門五丁目、小野田
第3投票区	高南公民館	柳原、南町、青木町第1、青木町第2、小川町、清水町、砂本町、高尾台
第4投票区	袋井南中学校	神長南、神長中、神長北、宝野、大通、菩提、法多、上石野、祢宜弥、下石野、山田川、寺前
第5投票区	袋井西公民館	川井東、川井中、川井西第1、川井西第2、木原、土橋、西田
第6投票区	袋井市役所	新町、本町、方丈東、方丈中、方丈南、方丈西、方丈北、新屋、永楽町
第7投票区	袋井北公民館	鷺巣上、鷺巣下、可睡、上久能、中久能、北町
第8投票区	市民体育館	下久能、天神町、田町、泉町、葵町、旭町
第9投票区	若草幼稚園	山科上、山科下、堀越上、堀越中、堀越一丁目、堀越二丁目、堀越三丁目、堀越五丁目
第10投票区	袋井東公民館	上貫名、下貫名、久津部西の一部、久津部東、名栗北原川、不入斗、菅ヶ谷
第11投票区	袋井東幼稚園	久津部西の一部、久津部北、村松下、村松上、村松西
第12投票区	今井公民館	深見北、深見南、深見東、太田、太田南、太田東、太田西、延久、横井、徳光、小山
第13投票区	三川公民館	見取、大谷、友永、萱間、川会、山田
第14投票区	田原農村総合管理センター	上新池、下新池、松袋井、彦島
第15投票区	南部健康プラザ	五十岡、西区、上区、東区、下区、南区、三沢、三輪、柏木
第16投票区	月見の里学遊館	上町、中町、下町、月見町、入古町、金屋敷、沖山梨、春岡(下川原を除く)
第17投票区	周南中学校	下山梨上、下山梨下、平宇、春岡(下川原)、可睡の杜南
第18投票区	宇刈いきいきセンター	一色、馬ヶ谷、宇刈三沢、中村、大日
第19投票区	諸井公会堂	諸井
第20投票区	浅羽防災センター	浅羽、浅羽山の手、浅羽南
第21投票区	浅羽支所	浅名、豊住
第22投票区	浅羽西公民館	長溝、浅岡上、浅岡下、中、風の街、浅羽一色、富里上、富里中、富里下、西ヶ崎
第23投票区	浅羽東公民館	新堀、梅山、松原、初越
第24投票区	大野研修センター	中新田、大野
第25投票区	浅羽南公民館	東同笠、西同笠、太郎助
第26投票区	湊東公会堂	湊東、湊中、湊西